

制度関係

Q どのような制度か

A 新型コロナウイルス感染症の影響及び長引く光熱水費等の物価高騰の中で、公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等を支援するため、支援金を支給するものです。

Q 対象となる施設はどこか

A 下記の要件をすべて満たす施設が対象となります。

【基本的要件】

- ・ 鎌倉市内に所在すること
- ・ 保険診療事業（助産所は運営）を令和6年3月31日まで継続する予定であること

【施設別要件】**(1) 医療機関・薬局**

令和6年2月1日以前に保険医療機関又は保険薬局の指定を受けていること

(2) 助産所（出張専門を含む）

令和6年2月1日以前に助産所の開設の届出を行っていること

(3) あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所（出張専門を含む）

令和6年2月1日以前に健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長、及び神奈川県知事から承諾の通知を受けていること

(4) 柔道整復施術所

令和6年2月1日以前に健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長、及び神奈川県知事から登録の通知を受けていること

(5) 歯科技工所

令和6年2月1日以前に歯科技工所の開設の届出を行っていること

Q なぜ保険指定を受けている医療機関や薬局、保険適用の施術等を行う施術所や歯科技工所が対象なのか。

A これらの機関は国が定める公定価格を基本として経営を行い、物価高騰の影響を価格に転嫁することが原則として困難であるため、支給の対象としています。

Q 助産所（出張専門を含む）を対象としたのはなぜか。

A 物価高騰の価格転嫁により妊産婦の更なる負担増が生じないよう、支給の対象としています。

支給対象

Q 自由診療のみを扱う医療機関、施術所、技工所は支給対象か。

A 公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等を支援することを目的としていますので、支給の対象ではありません。

Q 保険指定を受けていない薬局は支給対象か。

A 公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等を支援することを目的としていますので、支給の対象ではありません。

Q 令和6年2月2日以降に要件を満たした場合、支給対象か。

A 令和6年2月1日時点で要件を満たしている施設を対象としておりますので、申し訳ありませんが、今回の事業の対象外となります。

Q 近日中に施設を閉鎖する予定だが、支給対象か。

A 申請の時点で令和6年3月31日まで事業継続見込みの施設が対象となりますので、申し訳ありませんが、今回の事業の対象外となります。

申請手続き（共通）

Q 同一法人で複数の施設を開設しているが、施設ごとに申請しなければならないか。

A 審査及び支給手続きを迅速に行うため、整理番号が振られた施設ごとに申請してください。

Q 令和5年10月～1月分の本支援金に申請済みだが、今回申請手続きはどのように変わるのか。

A 口座情報が変わらないことなどを確認いただいたうえで、口座情報の入力や確認書類の添付なしで申請いただけます。令和5年10月～1月分申請済みの方と新規の方では申請フォームが異なりますので、ご注意ください。

Q 紙の通帳がない（ネットバンキング等）場合、通帳の写しは何を添付すればよいか。

A 口座種別（普通・当座等）、口座名義人、フリガナ、支店番号、口座番号、金融機関名、支店名が確認できる書類が必要です。例えば、以下のような書類です。

- 口座証明書、口座番号連絡書（会社によって名称は異なります）
- 口座情報証明（ネットバンキングにログインし、画面を印刷したもの）

Q 診療報酬支払通知書を紛失してしまったがどうしたらよいか。

A レセプトのオンライン請求が可能な施設は、国保連のオンライン請求システムから支払通知書のPDFデータをダウンロードする等で入手いただくか、翌月に送付される分を使用してください。

申請手続き 有床医療機関

Q 「病床数」の欄はどの数字を記入すればよいか。

A 病院及び有床医療機関は、以下の報告において、関東信越厚生局あてに報告した稼働病床数の総数を記入してください。

- 病院：令和5年度 施設基準実施状況報告書 別紙様式 1-1①及び②「入院基本料等に関する実施状況報告書（令和5年7月1日現在）」
- 診療所：令和5年度 施設基準実施状況報告書 別紙様式 2「有床診療所入院基本料等に関する実施状況報告書（令和5年7月1日現在）」

Q 稼働病床数について、7月1日に報告した病床数と比べて申請日時点で変わっている場合はどうしたらよいか。

A 個別に確認しますので、問い合わせ先（0467-61-3829）にお電話ください。

申請手続き 助産所

Q 事業を継続してることを確認書類は何を提出すればよいか。

A 申請日時点で直近の出産育児一時金支払通知書を提出してください。分娩を取り扱っていない場合は、助産所の電気料金請求書の写し（直近のもの）を添付してください。

申請手続き 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう/柔道整復）

Q 「療養費の支払い結果通知書」は、どの保険者のものでもよいのか。

A 柔整業については、本支援金の申請にあたっては、どの保険者が発行したものでも結構です。

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう業については、受領委任制度に参加する保険者が下記の厚生労働省のホームページで確認できますので、御確認ください。

【はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任を取り扱う保険者等について】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/hokensha.html>

Q あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所と柔道整復施術所を同一の場所で運営している場合、申請の要件を満たしていれば、2件の申請ができるか。

A ひとつの施術所とみなしますので、いずれか一方の業区分により、1件の申請としてください。

Q あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所を開設し、併せて、自らを施術管理者とする出張専門施術者としての届出（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう法第9条の3）もしている場合、2件の申請ができるか。

A 同一の施術所とみなしますので、1件の申請としてください。

Q あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所と柔道整復施術所の両方を運営しており、施術所の住所地が異なっている場合には、2件の申請ができるか。

A 別々の施術所とみなしますので、それぞれの施術所が申請要件を満たしていれば、2件の申請が可能です。

Q 施術所の勤務施術者として登録を受ける者が、別途、自らを施術管理者とする出張専門施術者としての届出をしている場合、出張専門施術者の立場で申請ができるか。

A 出張専門施術者として、本支援金の申請が可能です。その場合、保険適用の施術を実施していることを確認できる書類（療養費の支払い結果通知書等）は、勤務先施術所ではなく、自らを施術管理者とする出張専門施術者として行った施術のものを添付してください。

その他

Q 申請してから支給までの期間はどのくらいか。

A 審査が終わり次第順次支給手続きを行います。概ね2か月程度かかります。提出資料の不備、申請の集中があった場合はこれより遅れる場合がありますが、審査が完了した申請は令和6年5月までに支給する予定です。

また、審査が完了した申請には、支給決定通知または不支給決定通知を送付します。

Q 今回の支援金に関する実績報告は必要か。

A 実績報告は不要です。支援金の支給をもって、手続きは全て終了となります。

ただし、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管する必要があります。

Q 支援金は課税対象か。

A 課税対象となります。詳細につきましては国税庁ホームページをご覧ください。管轄の税務署までお問合せください。